

青森県教育委員会第818回定例会会議録

1 期 日 平成29年3月24日（金）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時23分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案・・・原案決定

議案第2号 学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則案・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案・原案決定

議案第5号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を
改正する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第6号 県有形民俗文化財の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 これまでの取組を踏まえた青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実
施計画の構成及び方向性（学校・学科の充実）について

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

6 出席者等

・出席者の氏名

豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）

・説明のために出席した者の職

平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教
育改革推進室長

・会議録署名委員

中沢委員、野澤委員

・書記

小館孝浩、中館大輔

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(平野教育次長)

この度の案件は、県議会第289回定例会に追加提出された「平成28年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「平成28年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」について、今回の補正予算の歳出予算額は、21億9,725万1千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,320億6,257万3千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりとなっている。また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案

(安田参事)

この度の改正は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律による教育公務員特例法の条項移動に伴い、所要の整理を行うものである。

なお、施行期日は、平成29年4月1日である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則案

(安田参事)

この度の改正は、職員の配偶者同行休業に関する条例の改正により、配偶者同行休業について、再度の延長ができることとされたことに伴い、学校職員の配偶者同行休業の再度の延長に係る所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成29年4月1日である。

(豊川委員長)

配偶者同行休業とはどのような例が考えられるのか。

(安田参事)

例としては、配偶者が民間企業に勤め、外国での勤務となった場合に教員が同行した時などが考えられる。これまでは1回しか延長が認められなかったが、再度延長することができることとなったものである。あくまでも3年間が上限である。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案

(安田参事)

この度の改正は、青森県立岩木高等学校等の廃止、青森県立八戸水産高等学校等の学科の廃止、青森県立青森商業高等学校の移転及び青森県立八戸高等支援学校の設置に伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成29年4月1日である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

(安田参事)

この度の改正は、国が教育職員免許状を取得するために必要な単位の修得方法を改めたこと及び特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針を示したことに伴い、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、平成29年4月1日である。

(豊川委員長)

免許が簡単に取得できる仕組みができたということか。

(安田参事)

中学校の教員免許状を所持する教員が、小学校の免許状を取得する場合に、これまでは12単位が必要であったが、小学校での実務経験が1年あれば9単位となるなど単位数が逡減されている。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第4号は原案のとおり決定する。

議案第5号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

(相坂スポーツ健康課長)

この度の改正は、学校薬剤師の報酬年額を15万8千円から15万5千円に改めるとともに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の費用弁償について定めるものである。

なお、施行期日は、平成29年4月1日である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第5号は原案のとおり決定する。

議案第6号 県有形民俗文化財の指定について

(増田文化財保護課長)

平成29年3月5日に開催された青森県文化財保護審議会において、県有形民俗文化財として「小泊のキツ舟」を指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。詳細は、参考資料を御覧いただきたい。

小泊のキツ舟は、明治から昭和にかけて小泊湾内で使用されたムダマハギ型の磯舟であり、他地区に比べ小泊湾の波は穏やかなことから、舳先が平らであることが特徴である。青森県沿岸には、かつて磯漁に使用した木造船が多く分布していたが、現在では本件のような磯舟は小泊地区においても他に見受けることができないものである。青森県日本海側における磯舟の変遷を知る上で重要なものであることから、県有形民俗文化財に指定し、永く保護すべきものと考えている。

その他 これまでの取組を踏まえた青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画の構成及び方向性（学校・学科の充実）について

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

本日は、青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申及び青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえ、地区意見交換会における意見等を参考に、第1期実施計画を策定するため、次のとおり第1期実施計画の構成及び学校・学科の充実に関する方向性について検討するものである。

まず「1 第1期実施計画の構成」について、資料の左側にある平成28年1月の青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申を踏まえるとともに、県民の皆様の御意見を伺い、昨年8月に資料の中央にある基本方針を決定した。資料の右側の第1期実施計画であるが、まず、実施計画の位置付けとしては、基本方針を踏まえ、地区意見交換会でいただいた意見等を参考に、平成30年度から34年度までの5年間に取り組む学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置を決定することとしている。

実施計画の構成としては、第1として「計画策定の経緯」、第2として、全ての高校に共通する教育環境、重点校・拠点校を含む各校の教育環境の充実や、具体的な学科改編などの「学校・学科の充実」、第3として、各校の学校規模、統合校の方向性などの「地区ごとの学校規模・配置」、第4として、実施計画の進捗管理などの「県民の理解と協力の下での推進」を想定している。

また、一番下の点線囲みにあるように、基本方針を踏まえた取組は、第1期の5年間で完結するものではなく、第1期・第2期の10年間を通して段階的に実施していくものである。

このように第1期実施計画の検討項目は多岐に渡るため、今回は、「第2 学校・学科の充実」について検討していただくこととし、「第3 学校規模・配置」については、今回の会議で御説明する。

「2 第1期実施計画の方向性」では、全ての項目について「①答申の記載」、「②基本方針の記載」、「③地区意見交換会における意見等」とこれらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」を示している。

最初に「(1) 全ての高校に共通して求められる教育環境」である。まず「①答申」では、[主体的・協働的な学びの実践]のマルの2つ目であるが、探究型学習を通じた課題

解決能力の育成やマルの3つ目の教員の指導力向上、[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]として、学校から社会への円滑な移行に必要な力の育成、[高等学校における特別支援教育の推進]として、特別支援学校との連携強化、[ICTの活用]による各校の教育資源の共有などが求められ、②の基本方針においても、それぞれ取組の方向性を示している。

これらの内容については、「③地区意見交換会における意見等」として、[主体的・協働的な学びの実践]のマルの1つ目では、学校には人間形成ができる環境づくり、自分から意欲を持って学ぶ環境づくりが求められている、[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]では、1学級規模では社会性や人間性を十分育成できないのではないかと危惧される、[高等学校における特別支援教育の推進]のマルの2つ目では、高校でも通級が可能になるような仕組みが必要である、[ICTの活用]のマルの1つ目では、ICTを活用した授業により専門教科の教員を揃えられないという課題を解消できるのではないかと、などの意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性(案)」であるが、まず、基本方針における[主体的・協働的な学びの実践]については、昨年12月に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申があり、その中で学習指導要領の改善の方向性として、子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要であるとされていることから、表題を「主体的・対話的で深い学びの実践」と見直している。

その内容としては、

- 確かな学力を身に付けるための各授業等の充実
- 深い学びの視点に基づく探究型学習への取組
- 多様な価値観を有する他者と協働して課題の解決に取り組む力の育成
- 教員研修の充実

[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]では、

- 社会的・職業的な自立に向けた高校3年間を通したキャリア形成

[高校における特別支援教育の推進]では、

- 特別支援学校との連携を強化し、高校における特別支援教育を推進
- 国の制度改正を踏まえ、通級による指導に対応

[ICTの活用]では、

- 学習指導におけるICTの適切な活用等

としている。

「(2)全日制課程」の「ア 普通科等」に関して、「①答申」では、[各校の充実]として、各校の連携による幅広い教育の提供、[重点校の設置]のマルの1つ目では、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う「重点校」の設置、[学科改編]では、中学生や保護者のニーズを踏まえた上で、専門学科としての設置意義の見直しが必要とされ、②の基本方針においても、それぞれ取組の方向性を示している。

これらの内容については、「③地区意見交換会における意見等」として、[各校の充実]では、連携校の特色化を図るため学校に使命を持たせるような取組を検討してほしい、[重点校(役割等の説明・配慮)]のマルの1つ目では、重点校等を配置することは良いと思うが、子どもたちのモチベーションの低下につながるおそれがあるため、表現上の格差はなくしたほうが良い、マルの2つ目では、高校でどのようなことに取り組むのかといった

目標や夢を持つためにも重点校、拠点校、地域校の名称や役割をもっと浸透させてほしい、などの意見があった。

このほか、重点校の学校規模を維持する必要があることや、[学科改編（英語科）]のマルの2つ目にあるように、英語科の在り方を検討しなければならないなどの意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」であるが、

[各校の充実]では、

- 各校の連携による特色ある教育活動の充実
- 各地域の実情に応じた教育活動、学校の特色を生かしたグローバル人材・科学技術人材の育成に向けた取組等の推進

[重点校の配置]では、

- 生徒数が急激に減少する中であって、各校の生徒の意欲的な取組を推進するため、一定の規模を有する重点校を配置し、各校との連携により、県全体の普通科等の質を確保・向上

[学科改編]では、

- 普通科系の専門学科について、中学生のニーズを踏まえ、学科の在り方を検討としている。

続いて「イ 職業教育を主とする専門学科」に関して、「①答申」では、[各校の充実]として、高校卒業後も学び続ける態度の育成、[拠点校の設置]のマルの1つ目として、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる「拠点校」の設置、[学科改編]として、専門化・細分化してきた学科について、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しが必要とされ、②の基本方針においても、それぞれ取組の方向性を示している。

これらの内容については、「③地区意見交換会における意見等」として、[各校の充実]のマルの1つ目では、地域産業の担い手育成の面からも拠点校の設置とははならなくても、農業、工業、商業を学ぶことができる環境は必要である、[拠点校（必要性）]の最後のマルでは、地域や産業の根幹を支える人財の育成は必須である、[拠点校（規模）]では、4学級規模が必要である、[学科改編]のそれぞれの項目では、農業科の集約及び福祉や観光に関する学科・コースの設置が必要である、などの意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」であるが、まず、[各校の充実]では、

- 各校の連携による特色ある教育活動の充実
- 地域や社会が抱える様々な課題に積極果敢に挑戦し、本県はもとより国内外の産業の発展に貢献できる人財の育成に向けた取組等の推進

[拠点校の設置]では、

- 生徒数が急激に減少する中であって、生徒の意欲的な取組を推進するため、一定の規模を有する拠点校を配置し、各校との連携により、県全体の職業教育を主とする専門学科の質を確保・向上

[学科改編]では、

- これからの時代に求められる力を育むため、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への改編を検討

としている。

続いて「ウ 総合学科」に関して、「①答申」では、課題解決型学習を通じた主体的な学習の充実、生徒のニーズを踏まえた系列の見直し、外部講師の活用などが必要とされ、②の基本方針においても、それぞれ取組の方向性を示している。

これらの内容については、「③地区意見交換会における意見等」として、マルの3つ目で、中学生それぞれの志に応じた主体的な学校選択が促進されるよう、進学や就職等、幅

広い進路選択に的確かつ柔軟に対応する総合学科の中核となる高校を設置する、などの意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」であるが、

- 各校の課題研究における成果等を共有し、特色ある教育活動を充実
- 生徒数の減少や進路志望に対応した系列の見直し
- 多様な選択科目の充実を図るため、地域の社会人等を活用

としている。

次に「(3) 定時制課程・通信制課程」について、まず、「ア 定時制課程」に関して、「①答申」では、特別支援学校との連携やスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実、工業科については、生徒のニーズを踏まえ、設置意義等を含め検討とされ、②の基本方針においても、それぞれ取組の方向性を示している。

これらの内容について、「③地区意見交換会における意見等」として、特別な支援を必要とする子どもが増えているため、そのような子どもも一緒に高校教育を受けられるような取組を考えてほしい、マルの4つ目以降であるが、夜間部の志望者が少ない場合は、昼間部の募集人員枠を広げてはどうか、青森工業高校の定時制課程は不要であると考えている、弘前工業高校の定時制課程を普通科に転換することを検討してほしい、などの意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」であるが、

- スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるきめ細かな支援体制の整備
- 生徒のニーズ等を踏まえ、入学者数が減少している夜間定時制課程の在り方について検討
- 入学者数が大幅に減少し、教育環境の維持が困難となっている工業技術科について、生徒のニーズ等を踏まえ、募集停止を検討

としている。

最後に「イ 通信制課程」に関して、「①答申」では、高校入学後の進路変更の機会として、後期入学制度の導入について検討、また、ICTを活用した教育方法について研究とされ、②の基本方針において、取組の方向性を示している。

これらの内容について、「③地区意見交換会における意見等」として、ICT等を活用するなど、多様な教育を受けられる環境を整備してもらいたい、との意見があった。

これらを踏まえた「④実施計画の方向性（案）」であるが、

- 電子メール等を活用した各科目のレポート提出等、ICTを活用した教育方法の導入に向け検討
- 生徒のニーズ等を踏まえ、後期入学等に対応

としている。

(野澤委員)

青森県立高等学校将来構想検討会議の答申をもとに、基本方針を固め、地区意見交換会から意見を聞くという流れは揺らぐものではない。第1期実施計画の方向性として示されているが、文言はスリムになっていくと思うので、その中身を丁寧に説明していくことが大事である。

全ての高校の教育環境の整備のため、更なる議論の中でこのような実施計画に至ったということを県民に丁寧に説明していただきたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

基本方針においては、全ての高校に共通して求められる教育環境として、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことのできる教育環境を整備することとしている。

地区意見交換会においては、各学校には自分から意欲を持って学ぶ環境づくりや、魅力ある高校として中学生に訴えるなど特色ある方策が求められるとの意見があったところである。

また、これまでの教育委員会会議においても、委員から、各高校を魅力ある学校としていく取組が重要であるとの意見もいただけてきたところである。

第1期実施計画の策定に当たっては、これらの検討を踏まえ、全ての高校において魅力ある教育活動に取り組んでいくという方向性が県民に伝わるよう、各項目に記載するなど検討して参りたい。

(中沢委員)

最近、小・中学校において発達障害のある子どもたちが増えており、高校においても増えていると聞いている。その子たちへの対応について、地区意見交換会においても、「高校でも通級が可能になるような仕組みが必要と考える。」との意見があったが、是非、本県でも取り組んでいくべきと思う。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

基本方針においては、特別支援学校との連携として、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応を示したところであり、地区意見交換会において、具体的な対応として、通級による指導について意見があったところである。

また、国においては、平成30年度から高校においても通級による指導が可能となるよう、昨年12月に制度改正があったところである。

高校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応は、全ての高校で必要となってくるものと認識しており、本県における高校での通級による指導の実施は新たな取組となるので、課題を解決しながら、段階的に取り組む必要があるものと考えている。

(町田委員)

重点校、拠点校については、地区意見交換会で、学校間の格差を心配する意見があった一方、全体の教育環境を充実させていく仕組みについての理解が進めば序列化にはつながらないとする意見があり、両方の意見があったようである。

重点校、拠点校は、生徒数が減少していく中であっても各校の連携により県全体の教育環境の向上のために取り入れる仕組みであるので、具体的にどのような連携がされるのかということも含め、その狙いが県民に理解されるよう、丁寧に説明する必要があると思うのでよろしくお願ひしたい。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

地区意見交換会においては、生徒数が大幅に減少する中、県全体の高校教育の質の確保・向上のためには、重点校、拠点校が必要であるという意見が多く、仕組みについてはおおむね御理解をいただけたものと考えている。

その一方で、重点校、拠点校の配置により、連携校の生徒の学習意欲の低下や連携校の一層の小規模化など、影響を心配する意見も複数あったところである。

このようなことから、第1期実施計画においては、生徒一人一人の学習意欲の向上に配慮することや、重点校、拠点校の目的が、県全体の高校教育の質の確保・向上にあることを強く示していく必要があるものと考えている。

また、全ての子どもたちの学習意欲の向上に向け、学習成果の共有や教員の指導力向上等のための連携について、平成30年度以降に実施する事業等により具体化し、県民の皆様に説明して、理解が得られるよう努めて参りたい。

(中沢委員)

普通科系の専門学科のうち、英語科の状況として、志望者数が少ない状況が続いている。次期学習指導要領により、英語は小学校から教科とする検討がなされているなど、英語教育の重要性は増しており、専門学科としての英語科のみならず、全ての学校・学科で英語教育の充実に取り組む必要がある。したがって、英語科のある高校では、これまで英語科が培ってきたノウハウを生かし、学校全体として英語教育に取り組む必要があると思うが如何か。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

現在、英語科を設置しているのは三沢高校と田名部高校の2校であり、主として英語に関する専門教育に取り組んでいるところであるが、グローバル化の進展に伴い、小学校における英語の教科化が進められるなど、英語教育を巡る環境は変化してきている。

また、両校の志望状況では、恒常的に第1次進路志望状況調査の倍率が1倍を下回っており、結果として、入学した生徒の英語に対する興味・関心にばらつきがある状態と感じている。

地区意見交換会においても、三沢高校の英語科のノウハウを普通科の教育活動に還元することが考えられるとの意見や、田名部高校の英語科は、下北地域の中学校への訪問を行い、英語科の教育内容や英語科卒業後の進路等を丁寧に説明してきたにもかかわらず志望倍率が1倍を割っていることから、在り方を検討しなければならないとの意見もあったところである。

このようなことから、第1期実施計画においては、これまで英語科が実施してきた異文化・国際理解に関する学習内容等に学校全体で取り組むための方策について検討する必要があると考えている。

(中沢委員)

今後、もしかしたら、英語に関心を持つ児童生徒が小学校、中学校と進むにつれ増えていくことも考えられるため、中学生のニーズを踏まえて対応していく必要がある。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

子どもたちの英語を学ぶ機会が早くなっているため、その状況を分析しながら学科改編を考えていきたい。

(豊川委員長)

連携という言葉があちこちにあるが、例えば普通科の場合だとどのような連携を想定しているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

例えば、重点校が普通科の連携校と、難関大学に進学する際のポイント等を情報共有して、共に質を高めることなどが考えられる。

(杉澤委員)

高校入学後の進路変更への対応について、高校進学率がほぼ100%という状況を考えて、何らかの事情で進路変更を余儀なくされた生徒に対して再び学ぶ機会をしっかりと作っていくことが大事であると考えているが如何か。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校将来構想検討会議において、青森県高等学校長協会定時制通信制部会から、全日制課程において入学直後あるいは年度開始直後に不適応を示す生徒のため、再チャレンジの機会を早期に与えることが可能となるよう後期入学及びそれに伴う弾力的教育課程の導入を検討したいとの意見が出されたところである。

これまで、高校入学後の進路変更の機会としては、中途退学した翌年度において、別の高校を再度受験するか、定時制課程・通信制課程へ転入学、編入学するなどがあつた。

第1期実施計画の策定に当たっては、高校入学後の進路変更の機会を適切に確保することができるよう、通信制課程における後期入学の導入を含め検討する必要があると考えている。

(豊川委員長)

地区意見交換会では、職業の多様化、生徒の興味・関心の多様化のため、生徒のニーズにあつた学科等を選択できるような改革をとる意見もあつた。青森県立高等学校将来構想検討会議の答申にあるように、職業教育において、基礎学力と実践的知識を育むことが求められていると思う。

このような意見を踏まえて、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎学力の充実と学科の見直しを行うことが必要であると思う。特に、地区によっては学科が重複しているようなところもあるので、学科の集約と重点化について検討する必要があるのではないか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申においては、中南地区の複数校に設置している農業科及び商業科は、生徒数が急激に減少する中にあつても学科としての教育活動を充実させるため、集約化を検討する必要があるとされたところである。

中南地区意見交換会においても、弘前実業高校と柏木農業高校の農業科の集約化が必要という意見があつた一方で、学校経営上、弘前実業高校に農業科を引き続き配置してほしいとの意見があつたところである。

第1期実施計画の策定に当たっては、各地区において生徒のニーズ等を踏まえ、職業教育を主とする専門学科における教育の充実を図るとともに、地区によっては学科の集約を含めた学科改編を検討する必要があると考えている。

(野澤委員)

「学校・学科の充実」＝「教育環境の充実」ということで、学校・学科の再編成も出てくると思う。再編成は各地区意見交換会でも非常に関心がある言葉であつたため、より良い環境を作るために再編したという経緯をしっかりと丁寧に説明していただきたい。

(中沢委員)

地区意見交換会において、連携のイメージが分かりにくいという意見があるため、分かりやすく伝えていった方が良いと思う。

(豊川委員長)

具体的な例を示した方が良い。例えば、普通校について、重点校はスタッフが多いわけだし、このような時に応援に行くなどを示すことにより、重点校以外の高校も進学に対して横一線に対応できるので安心すると思う。

(中村教育長)

基本方針や試案を公表した際に、連携のイメージを示しているところであるが、今回の計画を公表する際にも、現時点で考えられる連携の大枠をしっかりと説明していきたい。具体的な連携の内容については、生徒の様子を見ながら、年度年度で校長先生とも連携しながら、重点校や拠点校などの制度の効果が発揮されるよう例を交えながら説明していきたい。

(豊川委員長)

本日の議論によって、実施計画の構成と学校・学科の充実の方向性について理解したものとよろしいか。

(全委員)

はい。

(豊川委員長)

次回定例会では、引き続き、学校規模・配置について検討することとするので御了解いただきたい。

その他 職員の懲戒処分の状況

(安田参事)

2月1日から3月23日までに行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的な影響が大きな事案2及び事案4について御説明する。

事案2は、三八地域の高等学校事務職員が、平成28年7月16日午後10時頃、青森市内のコンビニエンスストアにおいて、制服1点を窃取したもので、停職3月の懲戒処分を行ったものである。なお、当該職員は、処分日と同日付けで辞職している。

処分後速やかに公表を行った事案4は、上北地域三沢市の中学校教諭が、平成28年9月15日、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、三沢市内で物損事故を起こしたもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

(中村教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、今年度最後の定例会においても、このような御報告をしなくてはならないのは、誠に遺憾であり重く受け止めている。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に

取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の厳正な確保に努めるよう、あらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(豊川委員長)

件数が多いので非常に残念である。しっかり指導していただきたい。